

東京大学の活動制限指針「レベル2」における法学部研究室図書室の利用について

2020.6.1 図書・学術情報委員会

緊急事態宣言の解除後の活動再開として、東京大学の活動制限は、6月1日（月）から、レベル2に緩和されます。レベル2における法学部研究室図書室の利用については、4月3日付の図書・学術情報委員会の決定において、次のように定められておりますが、一部に変更がありますので、改めてお知らせいたします。

東京大学として活動制限のレベル2においては、法学部研究室図書室は、次のような内容で最低限の図書室機能を維持して開室し、利用サービスを提供することとします。

（1）開室日および開室時間

①開室日：週2日：火曜日と木曜日（*）

②開室時間：10:00～16:00

* 4月3日の決定では、火曜日と金曜日としておりましたが、法学部研究室（法学部3号館）の一時利用が認められる曜日に合わせて、火曜日と木曜日に変更します。

（2）法学部研究室図書室を利用できる者

①法学政治学研究科所属の教職員

②法学政治学研究科の大学院生（綜合法政専攻および法曹養成専攻）

③法学部研究室の使用を許可されている方のうち、法学部研究室の建物に入館するためのゲストカードを所持している者（法学部前教授・前准教授、共同読書室利用者、オーバードクターなど）

④公共政策学連携研究部（公共政策学教育部）所属の教職員・大学院生

* **活動制限レベル2**においては、法学部研究室の利用は研究・教育のための最小限度の活動に限り認められるため、法学部研究室への立ち入りが許可されるのは、上記①、上記②のうち綜合法政専攻の大学院生、上記③、および上記④のうち教職員に限られます。したがって、**法曹養成専攻の大学院生（法科大学院生）および公共政策学教育部専門職学位課程の大学院生（ただし、研究論文を執筆中の者を除く）は、法学部研究室に入館することができません。そのため、これらの者は、法学部研究室図書室も利用いただくことができませんのでご注意ください。**

また、法学部研究室への入館が認められる方についても、法学部研究室の入館後、**図書室利用を含めて必ず1時間以内に退館すること**が求められておりますので、ご注意ください。

(3)利用できるサービス

- ①書庫への入庫
- ②閲覧(※)、複写、貸出(当日持ち出し含む)、返却
- ③利用登録、更新

※図書室は、短時間の利用にとどめていただくため、**閲覧席の利用は禁止とします。**

(4) 利用上の注意事項

新型コロナウイルス感染症対策として、図書室の利用に当たっては、次の事項を遵守してください。

- ①法学部研究室図書室を利用される際には、**必ずマスクを着用してください。**マスクを着用していない場合には、入室することはできません。また、発熱、咳、息苦しさなどの症状が認められる場合も、入室することはできません。
- ②図書室内において「密」な状態が生ずるのを回避するため、**図書室の利用はできるだけ短時間にとどめてください。**図書室内が混み合っている場合には、**入室を一時制限する場合もございますので、**ご了承ください。
- ③図書室のカウンター付近、およびコピー機の周辺などにおいては、**適切な距離をとるように努めてください。**
- ④図書資料をコピーする場合には、**利用時間の上限は 20 分程度を目安としてください。**一度に大量の図書資料をコピーすることは避けてください。

以 上